

○福岡県警察財務アドバイザー運用要領の制定について（通達）

平成 23 年 12 月 21 日

福岡県警察本部内訓第 18 号

本部長

この度、福岡県警察における適正な会計経理の推進及び職員の会計経理に対する意識の向上を図るため、福岡県警察財務アドバイザー運用要領を下記のとおり定め、平成 24 年 1 月 1 日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、この内訓の施行前に別に定めるところにより委嘱された福岡県警察財務アドバイザーは、この内訓の規定により委嘱されたものとみなす。

記

1 目的

この内訓は、福岡県警察財務アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

2 委嘱

(1) 警察本部長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから、適任と認めるものをアドバイザーとして委嘱することができる。

ア 公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 17 条の規定により公認会計士名簿への登録を受けている者

イ 普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有する者

(2) 警察本部長は、(1)の規定による委嘱に当たっては、委嘱状（別記様式）を交付するものとする。

3 任務

アドバイザーは、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 福岡県警察の行う会計の監査に関する訓令（平成 18 年福岡県警察本部訓令第 15 号）に基づく会計監査に関する助言

(2) 福岡県警察の会計経理に係る手続、その改善策等に関する助言及び相談の受理

(3) 職員に対する会計経理に関する教養の実施

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、福岡県警察の会計経理に関する助言

4 任期

(1) アドバイザーの任期は、1 年とする。ただし、欠員が生じたときの補欠のアドバイザーの

任期は、前任者の残任期間とする。

(2) アドバイザーは、再任されることができる。

5 解嘱

警察本部長は、アドバイザーが次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

(1) 公認会計士法第29条に規定する懲戒処分を受けたとき。

(2) 死亡、心身の故障その他長期の療養を要する疾病にかかったとき。

(3) アドバイザーとしてふさわしくない行為があったとき。

(4) 本人から解嘱の申出があったとき。

6 謝金及び費用弁償

(1) アドバイザーに対する謝金は、3に規定する任務の遂行に要した時間に応じて支給する。

(2) 3に規定する任務の遂行に要した旅費については、福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号）の定めるところにより支給する。